

作成日： 2009/08/21

改訂日： 2015/12/25

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品の名称： シャーシーブラック油性 NET. 420ml  
 品番： FC-10  
 会社名： ファインケミカルジャパン株式会社  
 住所： 東京都江東区福住 1-15-3  
 電話番号： 03-3643-8877  
 F A X 番号： 03-3643-8890  
 推奨用途及び使用上の制限： 自動車のシャーシー部分の防錆、防音、磨耗防止。

### 2. 危険有害性の要約

#### G H S 分類

物理化学的危険性：	エアゾール	区分 1
健康に対する有害性：	皮膚腐食性／刺激性	区分 2
	眼損傷性／眼刺激性	区分 2 A
	発がん性	区分 2
	生殖毒性	区分 1 A
	特定標的臓器／全身毒性 (単回ばく露)	区分 1 (中枢神経系、呼吸器系、肝臓、 腎臓)
	特定標的臓器／全身毒性 (反復ばく露)	区分 3 (麻酔作用)
環境に対する有害性：	水生環境有害性・急性	区分 2
	水生環境有害性・慢性	区分 3

\* 上記で記載がない危険有害性は、区分外か分類対象外もしくは分類できない。

#### ラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語：

危険

危険有害性情報：

極めて引火性の高いエアゾール  
 高圧容器：熱すると破裂のおそれ  
 皮膚刺激  
 強い眼刺激  
 眠気又はめまいのおそれ  
 発がんのおそれの疑い  
 生殖能または胎児への悪影響のおそれ  
 授乳中の子に害を及ぼすおそれ  
 臓器の障害  
 長期又は反復ばく露により臓器の障害  
 水生生物に毒性  
 長期継続的影響により水生生物に有害

**3. 組成及び成分情報**

単一物質・混合物の区別： 混合物

成分名	重量%	CAS No.	備考
トルエン	23.6	108-88-3	
キシレン	10.3	1330-20-7	
エチルベンゼン	6.9	100-41-4	
プロンアスファルト	5.0~15	64742-93-4	
天然アスファルト	5.0~15	12002-43-6	
ボイル油	0.5~5.0	情報無し	
カーボンブラック	0.5~5.0	1333-86-4	
ジメチルエーテル	25~30	115-10-6	
ブタン	10~15	106-97-8	

**4. 応急措置**

皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断を受けること。  
 気分が悪いときは、医師の診断を受けること。  
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断を受けること。  
 眼の刺激が続く場合：医師の診断を受けること。  
 汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

**5. 火災時の措置**

消火剤： 泡（耐アルコール泡）、粉末、二酸化炭素。  
 散水または噴霧は大規模な火災の際にのみ利用。  
 使ってはならない消火剤： 棒状注水  
 特有の危険有害性： 引火性の高い液体および蒸気  
 容器は高温で破裂する恐れがあるので、消火活動には距離を十分にとること。

**6. 漏出時の措置**

作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。  
 付近の火気を止める。  
 付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。  
 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。  
 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

**7. 取扱い及び保管上の注意**

取扱い： 使用前に取扱説明書を入手すること。  
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。  
 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。  
 使用後を含め、燃やさないこと。  
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
 妊娠中／授乳期中は接触を避けること。  
 取扱い後は手をよく洗うこと。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 環境への放出を避けること。  
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

保管： 換気の良い場所で保管すること。  
 施錠して保管すること。  
 日光から遮断し、40℃以上の温度にばく露しないこと。  
 子供の手の届くところに保管しないこと。  
 水回りや湿度の高いところに保管すると、容器腐食して破裂の恐れがあるので保管場所に注意すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度： トルエン:20ppm, キシレン:50ppm, エチルベンゼン:20ppm  
 許容濃度： 日本産業衛生学会 トルエン:50ppm, キシレン:50ppm, エチルベンゼン:50ppm, ブタン:500ppm  
 ACGIH (TLV-TWA) トルエン:20ppm, キシレン:100ppm, エチルベンゼン:20ppm, ブタン:800ppm  
 設備対策： 取扱い設備は防爆型を使用する。  
 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。  
 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とする。  
 使用中は火気厳禁の措置をする。  
 洗顔施設を設置する。

保護具：  
 呼吸器の保護具： 有機溶剤用マスク  
 手の保護具： 耐油性のゴム手袋  
 眼の保護具： ゴーグル  
 皮膚及び身体の保護具： 帯電防止作業着  
 衛生対策： 取扱い後はよく手を洗うこと。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観等： 黒色不透明液体  
 臭気： 溶剤臭あり  
 沸点： -24.8℃（噴射剤） 110～144℃（原液）  
 引火点： -60℃（噴射剤） 12℃（原液）  
 発火点： 200℃以上（参考値）  
 爆発範囲：（下限）1.1%（上限）27%（参考値）  
 蒸気圧： 0.41 MPa（25℃）  
 密度（比重）： 0.77（20℃）

## 10. 安定性及び反応性

安定性： 通常取扱い条件においては安定。  
 危険有害反応可能性： 強酸化剤（塩素、臭素、フッ素など）と反応する。  
 避けるべき条件： 高温・スパーク・裸火のばく露、混触危険物質との接触。  
 混触危険物質： 強酸化剤  
 危険有害な分解生成物： 燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

## 11. 有害性情報

急性毒性： 経口：混合物として区分外とした。  
 経皮：混合物として区分外とした。  
 吸入：混合物として区分外とした。  
 皮膚腐食性・刺激性： 主成分が区分2であることから混合物として区分2とした。  
 眼に対する重篤な損傷・刺激性： 主成分が区分2B, 区分2Aであることから混合物として区分2Aとした。  
 呼吸器感作性： 各成分について区分外もしくは分類なし。  
 皮膚感作性： 各成分について区分外もしくは分類なし。  
 生殖細胞変異原性： 各成分について区分外もしくは分類なし。  
 発がん性： 主成分が区分2であることから混合物として区分2とした。  
 生殖毒性： トルエンが区分1Aであることから混合物として区分1Aとした。  
 特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）： 混合物として区分1（中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓）  
 区分3（麻酔作用）

特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）： 混合物として区分 1（神経系、呼吸器系、腎臓）  
 吸引性呼吸器有害性： エアゾール製品であることから分類対象外。

## 1 2. 環境影響情報

水生環境有害性・急性 混合物として区分 2 とした。  
 水生環境有害性・慢性 混合物として区分 3 とした。

## 1 3. 廃棄上の注意

捨てるときは使い切ってから、火気のない戸外で噴射音が消えるまでボタンを押し、ガスを完全に抜いてから各自治体の法令にしたがって廃棄すること。

## 1 4. 輸送上の注意

### 国際規則

国連番号： UN1950  
 国連名： AEROSOLS, FLAMMABLE  
 国連分類： CLASS 2.1  
 容器等級： \*エアゾール製品は容器等級が定められていない。

### 国内規則

陸上規制情報 消防法の規定に従う。  
 海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。  
 航空規則情報 航空法の規定に従う。

### 特別の安全対策

取扱い及び保管上の注意事項に従うこと。  
 容器からの漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。容器を 4 0 °C 以下に保ち、転倒、落下、損傷がないように注意すること。

## 1 5. 適用法令

### 労働安全衛生法：

名称等を表示すべき有害物 トルエン、キシレン、エチルベンゼン  
 名称等を通知すべき有害物 トルエン、キシレン、ブタン、カーボンブラック、エチルベンゼン  
 有機溶剤中毒予防規則 第 2 種有機溶剤  
 特定化学物質障害予防規則 第 2 類物質（エチルベンゼン）

### P R T R 法：

消防法： 危険物 第四類 第 1 石油類（非水溶性）210ml 危険等級 II

船舶安全法：（船舶による危険物の運送基準等を定める告示）

エアゾール（容量 1L 未満）高圧ガス、引火性高圧ガス

航空法：（航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示）

エアゾール（引火性のもの）（毒物、腐食性物質又は毒性ガスを含まないもの）

## 1 6. その他の情報

特になし

### 記載内容の取扱い：

すべての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合は、試験によって確かめられることをお勧めします。なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は、一般的な取扱いを対象としていますので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願いいたします。

### 改訂履歴

2009/12/18 管理濃度訂正  
 2013/01/07 労働安全衛生法の法令改正に伴う内容の見直し  
 2015/12/25 JIS Z 7253:2012 の書式に改訂